認可外保育施設に対する指導監督要綱

（目的）

第1条　この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、認可外保育施設に対する指導監督を行い、もってこれらの施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（対象）

第2条　この要綱は、法第6条の3第9項から同条第12項に規定する業務又は法第39条に規定する業務を目的とする施設又は事業であって、法第35条第3項の規定による届出をしていないもの又は法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。以下「認可外保育施設」という。）を対象とする。

（指導監督の事項）

第3条　この要綱に基づく指導監督は、認可外保育施設に入所している児童の福祉のため必要と認められる範囲内で、別表1に定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）により行うことを原則とする。ただし、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2に定める施設であって、八王子市長（以下「市長」という。）が認めた場合は、指導監督基準の一部又は全部を適用しないことができる。

（事前指導）

第4条　市長は、認可外保育施設を設置しようとする者等から相談があった場合及び関係機関から新規開設の情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明し、指導監督基準の遵守を求める。

（開設等の届出）

第5条　認可外保育施設の設置者は、施設の設置後直ちに、別に定める様式により、市長に届け

出なければならない。

2　前項により届け出た事項に変更を生じたとき又は当該保育事業を休止若しくは廃止するときは、市長に届け出なければならない。

3　市長は、前項の規定による求めに応じない者及び虚偽の届出を行った者がある場合　は、法第62条の4に基づき、裁判所へ過料事件の通知を行うことができる。

（施設の把握）

第6条　市長は、関係機関等の協力を得て、市内に所在する認可外保育施設の把握に努める。

（報告徴収）

第7条　市長は、市内の認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、少なくとも年1回以上定期に、回答期限を付して、施設の運営状況等必要な事項について報告を求める。

2　市長は、認可外保育施設が次の各号に該当した場合は、当該施設の設置者又は管理者に対して、次の事項について、速やかに報告を求める。

(1)当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等重大な事故が生じた場合

(2)当該施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合

3　前2項に規定する場合のほか、市長は、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合は、必要に応じて随時に報告を求める。

（調査の実施）

第8条　市長は、原則として毎年度1回以上、別に定める計画に基づき、その職員をして定期的に認可外保育施設及び必要があると認めるときはその事務所に立ち入り、その設備及び運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行わせる。

また、必要に応じて、保育従事者、事務職員、利用児童の保護者等から事情を聴取する。

2　立入調査を行うに当たっての事前通告の有無については、認可外保育施設指導監督所管部と認可外保育施設事業所管部とで協議の上、決定する。

3　立入調査の指導監督班は、認可外保育施設指導監督所管部等の職員2名以上で編成し、その他必要に応じて、保育士、保健師、看護師、医師等の専門的知識を有する者を加える。

4　立入調査を行う職員は、法第59条第1項に規定する身分を証明する証票を携帯しなければならない。

5　立入調査に際しては、必要に応じて関係機関の立ち会いを求める。

6　立入調査においては、必要と認められる助言及び指導等を口頭により行う。

7　立入調査の結果は、別表2に定める基準に基づき、評価を行う。

なお、別表2に定める判定区分がB判定の事項であっても、前回の立入調査において、B判定の指摘をされているにもかかわらず改善されていない場合等、積極的な改善が見られないと判断されるものについては、C判定の指摘とする。

8　第1項の規定による立入調査のほか、市長は、必要があると認めるときは、その職員をして、随時に認可外保育施設及びその事務所に対し特別に立入調査（特別立入調査）を行わせる。

9　第3項から第7項までの規定は、前項の規定による特別立入調査にも適用する。

（改善指導）

第9条　市長は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる認可外保育施設に対して、改善すべき事項を文書により指導し、おおむね1か月以内の回答期限を付して、改善状況報告及び改善計画の提出を求める。

（改善勧告）

第10条　市長は、指導監督基準に適合せず、改善指導を行っても改善されない場合又は改善の見通しがない場合は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、改善を勧告することができる。

なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる施設については、移転に要する相当の猶予期間を付して、移転を勧告することができる。

2　児童の福祉を確保するため緊急の必要がある次の場合は、文書による改善指導を行うことなく改善勧告を行うことができる。

(1)著しく不適正な保育内容や保育環境である場合

(2)著しく利用児童の安全性に問題がある場合

(3)その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

3　第1項及び第2項の規定による改善勧告は、文書により通知するものとし、おおむね1か月以内の回答期限を付して、当該認可外保育施設から文書で報告を求める。

4　前項の規定により、勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況を確認するため、特別立入調査を行う。また、回答期限が経過しても報告がない場合についても、特別立入調査を行う。

5　改善勧告に対して改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、当該施設の利用者に対する周知を行い、公表することができる。

（事業の停止又は施設の閉鎖命令）

第11条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第59条第5項の規定により社会福祉審議会の意見を聴いて、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

（1）　認可外保育施設の設置者又は管理者が前条の勧告に従わず、かつ、当該施設の設備又は運営が次のアからウまでのいずれかに該当する場合

ア　施設の設備又は運営が別表1の1から4まで及び10に定める基準（第3条ただし書の規定により、適用しない基準を除く。）のいずれかに適合していない場合

イ　施設の設備又は運営が別表1の5から9までに定める基準（第3条ただし書の規定により、適用しない基準を除く。）に適合せず、かつ、著しく劣悪であると認められる場合

ウ　施設の設備又は運営が前各号に準ずる状態にあり、児童の福祉のため特に必要と認められる場合

（2）　認可外保育施設について、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質な違反があった場合

2　市長は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる場合には、当該施設の設置者又は管理者に対し弁明の機会を与える。この場合においては、あらかじめ書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知する。

3　市長は、児童の福祉の確保のため、緊急の必要があるときは、改善指導、改善勧告、弁明の機会の付与及び社会福祉審議会からの意見聴取の手続を経ずに事業の停止又は施設の閉鎖を命じることができる。

4　市長は、事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表する。

（その他の指導）

第12条　前3条に規定するほか、市長は、認可外保育施設の保育内容等について助言を与え、又はこれらの施設に勤務する職員の研修を行う等児童の福祉の向上のため必要な指導を行う。

（記録等の整備）

第13条　市長は、認可外保育施設について施設ごとにその実態、指導監督の内容等必要な記録等を整備する。

（情報の提供）

第14条　市長は、認可外保育施設に関する施設の基本情報及び立入調査の結果等について、児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、市民並びに東京都に情報提供を行う。

（長期滞在児についての措置）

第15条　市長は、第7条第2項第2号による報告を受けた場合には、必要に応じて児童相談所等による他施設への入所等の措置を講ずる。

附　則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年9月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附　則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年10月21日から施行する。

附　則

この要綱は、令和3年（2021年）7月1日から施行し、令和3年（2021年）5月1日から適用す

る。

ただし、別表2－1指導基準6(1)の改正規定については、令和3年(2021年)6月1日から適用する。

附　則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

認可外保育施設指導監督基準

1　保育に従事する者の数及び資格

（1）1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

ア　保育に従事する者（常勤職員）の数は、原則として施設の開所時間については、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、常時2人以上であること。

イ　保育に従事する者のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師（助産師及び保健師を含む。以下同じ）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましいこと。

ウ　保育に従事する者及び資格を有する者の数は、常勤職員（1日6時間以上で月20日以上、又は月120時間以上勤務する職員をいう。）により算定すること。

なお、常勤職員に代えて短時間勤務（アルバイトやパート）の職員を充てる場合にあっては、総勤務時間数を常勤職員に換算すること。

エ　常時、保育に従事する者が、複数配置されるものであること。

（2）1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設

ア　保育に従事する者の数は、原則として施設の開所時間については常時2人以上であること。

ただし、保育に従事する者が保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者（「職員の資質向上、人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第19号）別添4の別表1の1及び2のカリキュラムに基づく研修を修了した者をいう。ただし、研修機関から研修修了証の交付を受けた者でかつカリキュラムの内容が確認できる者に限る。以下同じ。）である場合は、乳幼児の数が3人以下までは1人の配置とすることができること。

イ　保育に従事する者のうち1人は、保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者であること。

（3）法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設

ア　原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

イ　保育に従事する者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事若しくは指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上と認める市町村長（特別区の長を含む。）

その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

（4）保育士でない者を、保育士、保母、保父その他これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

2　保育室等の構造設備及び面積

（1）1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

ア　乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか調理室及び便所があること。ただし、給食を施設外で調理している場合（仕出し弁当や市販の弁当を利用している場合を含む。）及び乳幼児が家庭からの弁当を持参している場合にあっては、調理室を必要としないが、食品の加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を備えること。

また、乳幼児が容易に立ち入ることができないよう、調理室と保育室とが区画されていること。

イ　保育室の面積は、おおむね乳幼児1人当たり1．65㎡以上であること。

ウ　乳児（おおむね満1歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所とは別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、保育を行う場所が区画されており、かつ安全性が確保されていること。

（2）1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設

ア　保育室の面積は、乳幼児が適切に保育を行うことができる広さ（9．9㎡以上）を確保すること。

イ　法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品を備えること。

（3）共通事項

ア　保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。

乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせてはならないこと。

イ　便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画され、かつ児童が安全に使用でき、衛生面にも配慮されていること。

便器の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。

3　非常災害に対する措置

（1）消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

（2）非常災害に対する具体的計画を立て、避難消火等の訓練を少なくとも毎月1回は実施すること。

（3）出入口のほかに非常口を設置すること。非常口は、非常災害時に2方向避難が可能にな

るような位置に設置されていること。

(4)法第6条の3第11項の業務を目的とする施設については、乳幼児の居宅等に訪問の際に直ちに非常口及び避難経路を確認し、非常災害時に速やかに避難できるようにすること。また、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置をとること。

4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

保育室は原則として1階に設けること。ただし、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置をとることが必要であること。

(1)保育室を2階に設ける建物は、以下のアからウまで条件をいずれも満たすこと。

ア 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

ウ 次の(ア)及び(イ)の区分ごとに、次に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていること。

(ア) 常用

ａ 屋内階段

ｂ 屋外階段

(イ) 避難用

ａ 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の特別避難階段

ｂ 待避上有効なバルコニー

ｃ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備

ｄ 屋外階段

(2)保育室を3階以上に設ける建物は、以下のアからキまでの条件をいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 次の(ア)及び(イ)の区分ごとに、それぞれに掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)が1以上設けられていること。この場合において、当該施設又は設備は、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一つに至る歩行距離が、30メートル以内となるように設けられていること。

(ア)3階

ａ 常用

(ａ) 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段

(ｂ) 屋外階段

b 避難用

（a） 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段

（b） 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備

（c） 屋外階段

（イ）4階以上

a 常用

（a） 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段

（b） 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段

b 避難用

（a） 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

（b） 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路

（c） 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備によって区画されており、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分、又は、これに近接する部分に防火上有効にダンパー（煙の排出量及び空気の流量を調節するためボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設ける装置をいう。）が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りではない。

（ア） 調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）が講じられていること。

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

キ　保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

5　保育内容

(1)保育の内容

ア　児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

イ　児童の安全で清潔な環境(居室、寝具等の清潔)や健康的な生活リズム(遊び、運動、睡眠等)に十分配慮がなされた保育の計画を定め、実行すること。

(ア)　児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定し、かつ、実行することが必要であること。

(イ)　必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。

(ウ)　保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。

(エ)　外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

ウ　漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない放任的な保育になっていないこと。

エ　必要な遊具、保育用品等を備えること。

年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。

なお、大型遊具を備える場合などは、事故防止のため、その安全性の確認を常に行うこと。

(2)保育従事者の保育姿勢

ア　児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、施設の設置者又は管理者とする。以下同じ。)については、その職責を考慮し、資質の向上及び適格性の確保が求められていること。

イ　保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

ウ　児童に身体的、心理的苦痛を与えることや、人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えてはならないこと。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ　児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から虐待などの不適切な養育が疑われる場合は都道府県等や児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとるこ

と。

なお、虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合等においても、児童相談所等の専門的機関に対し、適切な連絡に努めること。

(3)保護者との連絡

ア　保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

保護者との連絡に当たっては、連絡帳又はこれに代わる方法を活用し、保護者からは家庭での児童の様子を、保育施設からは保育中の児童の様子を連絡すること。

イ　保護者との緊急時の連絡体制をとること。

ウ　保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

6　給食

(1)衛生管理の状況

調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

また、原材料、調理済食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。

(2)食事内容等の状況

ア　児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。

家庭からの弁当持参又はやむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や年齢に応じた配慮(刻み食など)を行うこと。

イ　調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

食事摂取基準を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。

なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、区市町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。

ウ　乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。

また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。

7　健康管理及び安全確保

(1)児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

ア　毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等について

の健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けること（適切に記載された連絡帳の活用等も含む。）。

イ　毎日、降園の際も登園時と同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告すること。

（2）児童の発育チェック

身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

（3）児童の健康診断

ア　継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。施設において、直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を利用開始時及び1年に2回受けることにより、児童の健康状態の確認を行うこと。

イ　利用開始時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知すること。

（4）職員の健康診断

ア　職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。

イ　調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施すること。

（5）医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

（6）感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。なお、感染症の疑いがある場合も同様であること。

ア　再登園については、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のように供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めること。

イ　歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

ウ　法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、利用児童と保育従事者の間での感染予防のための対策を行うこと。

（7）乳幼児突然死症候群に対する注意

ア　睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ　乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

ウ　保育室では禁煙を厳守すること。

（8）安全確保

ア　施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施

設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育を実施すること。

イ　職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。

ウ　保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

エ　事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理を図ること。

オ　プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にすること。

カ　児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものは除去すること。

　また、食物アレルギーのある児童については、生活管理指導表等に基づいて対応すること。

キ　窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないか、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を定期的に行うこと。

ク　不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

ケ　児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

コ　児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてケに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行うこと（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については適用しない）。

サ　事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

シ　賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

ス　事故発生時には速やかに当該事実を市長に報告すること。

セ　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ソ　死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置を取ること。

タ　園外保育時には複数の保育従事者が対応すること。

8　利用者への情報提供

(1)施設において提供する保育サービスの内容を、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならないこと。

(2)設置者は、サービスを利用しようとする者に対して、契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明を行うこと。

(3)施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面等を交付すること。

9　備える帳簿

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

(1)職員に関する書類

ア　職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類

イ　各職員の勤務の時間ごとの割り振りが確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類

ウ　労働基準法その他の法令に基づき、施設ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等

(2)入所児童に関する書類

在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、契約内容、児童の在籍記録等

(3)施設に関する書類

面積が確認できる施設の平面図

10　設置者の経営姿勢

設置者は、入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うことを目的とした、適切な経営を行うこと。

別表2　評価基準

○判定の内容

判定区分	内　　容
Ｂ	指導基準に適合していないが、軽微な事項又は改善が容易な事項
Ｃ	指導基準に適合していない事項で、B判定以外のもの

○指示の基準

B判定及びC判定は全て文書で指示する。

なお、B判定であっても児童の安全確保の観点から特に注意を促す事項及び前回指摘をしているにもかかわらず、

改善意欲のみられない事項はC判定とする。

別表2－1　1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の評価基準

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
1 保育に従事する者の数及び資格	(1)　保育に従事する者の数 0歳児　　3人につき1人以上 1、2歳児　6人につき1人以上 3歳児　　20人につき1人以上 4歳児以上　30人につき1人以上 〔考え方〕 保育従事者の必要数及び有資格者数は常勤職員により算定する。 常勤職員に代えて短時間勤務(アルバイトやパート)の職員を充てる場合にあっては、総勤務時間数を常勤職員に換算すること。 どの時間帯においても、在籍児童数に見合った必要な保育従事者数が配置されていることが必要。 ※常勤職員;1日6時間以上で月20日以上、又は月120時間以上勤務の者	保育従事者の必要数の算出 a 調査日の属する月を基準月とし、月極利用の契約入所児童数による必要数を満たしているか。 b 調査日に時間預かり(一時預かり)がある場合は、月極契約児童数に時間預かりの数を加えた児童数による必要数を満たしているか。 c 常時、複数の保育従事者が配置されているか。 ※ 必要数の算出は年齢別に小数点1桁(小数点2桁以下切り捨て)目までを算 出し、その合計の端数(小数点1桁) を四捨五入する。 ※ 施設の開所から又は閉所まで30分以内の時間帯において乳幼児数が1人の場合は、保育従事者が1人であっても指摘はしない。	・ 月極契約入所児童数に対して保育従事者が不足している。		○
			・ 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対して保育従事者が不足している。	○	
			・ 入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯がある。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
1 保育に従事する者の数及び資格	(2) 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 有資格者は、保育士又は看護師の資格を有する者をいう。	有資格者の数が保育従事者の必要数の3分の1以上いるか。 a 月極契約入所児童数に対する数 b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数 ※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入	・ 月極契約入所児童数に対する保育従事者数について、有資格者が不足している。		○
			・ 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する保育従事者数について、有資格者が不足している。	○	
	(3) 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・ 左記の事項につき違反がある。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の構造設備及び面積	(1) 保育室の面積 〔考え方〕 保育室面積:当該保育施設において、保育室専用として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。	保育室の面積は、児童が実際に使用できる面積(ロッカー等が置いてある場合は、その分の面積は除く)とし、入所児童1人当たりおおむね1.65㎡以上確保されているか。 a 調査日現在の月極契約入所児童数についての1人当たりの面積	・ 不足している		○
		b 時間預かり(一時預かり)がある場合は、月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数についての1人当たりの面積	・ 不足している	○	
		c 調査時点での在籍児童数についての1人当たりの面積	・ 不足している	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の構造設備及び面積	(2) 調理室の有無 〔考え方〕 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していること。	a 調理室(施設外調理等の場合は必要な調理機能を含む。)は、原則として当該施設内にあって専用のものであるか。 調理室の施設外共同使用の場合は、通常の使用に特に支障がないと判断できるか。(ただし、施設外調理等の場合に必要とされる調理機能については、施設外共同使用は認めない。) ※特に支障がない場合 共同使用であっても衛生上問題なく、使用に当たり大きな制限がないかどうか。	・ 調理室(施設外調理等の場合は必要な調理機能)がない。 ・ 調理室(必要な調理機能を含む。)が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 ・ 区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。 ・ 衛生的な状態が保たれていない。	 ○	○ ○ ○
	(3) 乳児(おおむね1歳未満児)と幼児の保育場所とが区画されかつ安全性の確保	a おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は幼児が容易に乳児の保育場所へ立ち入れないよう区画されているか。(ベビーフェンス、ベビーベッド等による区画でも可)	・ 区画されていない。(別の部屋でない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。) ・ 区画が不十分(ベビーフェンス等があっても、十分活用されていない。)	 ○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の構造設備及び面積	(4) 保育室の採光及び換気の確保、全性の確保	a 採光が確保されているか。	・ 窓等採光に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法第28条第1項及び同法施行令第19条の規定(認可保育所の保育室の採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。		○
		※ 原則として、保育室は1階以上に設けること。	・ 採光が不十分	○	
		b 換気が確保されているか。	・ 窓等換気に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。		○
			・ 換気が不十分	○	
		c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・ 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。		○
	(5) 保育室に専用の手洗い設備の設置	保育室には便所用とは別に保育室専用の手洗い設備が設けられているとともに、衛生的に管理されているか。	・ 専用の手洗い設備が設けられていない。		○
			・ 手洗い設備が設けられているが、不適切	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の構造設備及び面積	(6) 便所 a 便所の有無	便所は、原則として当該施設内にあって専用のものであるか。 施設外共同使用の場合は、通常の使用に特に支障がないと判断できるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	・ 便所がない。		○
	b 便所の手洗い設備 便所と保育室及び調理室(調理設備を含む。)との区画 便所の安全な使用の確保	(a) 便所用の手洗い設備が設けられているとともに衛生的に管理されているか。	・ 手洗い設備が設けられていない。		○
			・ 手洗い設備が設けられているが、不適切	○	
			・ 手洗い設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど)	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の構造設備及び面積		(b) 児童が安全に使用するのに適当なものであるか。	・ 児童専用の便所がない。 （便器のサイズ児童用）		○
		(c) 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。	・ 便所が、保育室及び調理室と区画されていない。		○
			・ 便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。）	○	
	C 便器の数	便器の数は大便器、小便器の合計とするが、少なくとも大便器はおおむね児童20人につき1個以上必要とする。			
		(a) 調査日現在の契約入所児童（満1歳以上）数による。	・ 契約入所児童数に対して便器の数が不足		○
		(b) 時間預かりがある場合は、その入所児童（満1歳以上）数を加算した数に対しても算出する。 ※ 必要便器数；幼児20人に1個以上。小数点以下第1位までを算出し、それを四捨五入した数	・ 時間預かりを含めた入所児童数に対して便器の数が不足	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
3 非常災害に対する措置	(1) a 消火用具の設置	(a) 機能が有効な消火用具が設置されているか。	・ 消火用具がない又は消火用具の機能失効		○
		(b) 設置場所は火気使用場所のそばであり、かつ通行又は避難並びに用具の性能に支障がないか。	・ 設置場所不適	○	
		(c) 職員全員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・ 消火用具の設置場所等につき、周知されていない。	○	
	b 非常口の設置	(a) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2か所2方向で適切に設置されているか。 ※ 2か所2方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要になる。(出入り口が2か所、階段も2か所必要であること。) 保育室等を1階に設ける場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保すること。	・ 非常口が1か所のみ ・ 設置箇所不適 ・ 非常口は2か所あるが、適切な退避用経路が確保されていない。		○ ○ ○
		(b) 非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備の機能を妨げていないか。	・ 非常口の機能不備	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
3 非常災害に対する措置	(2) a 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定	(a) 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 ※ 消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。収容人員が30人未満の施設であっても、児童の安全確保の観点から具体的計画（消防計画）を作成すること。 ※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。 ※ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）についても策定するよう努めること。	・ 具体的計画（消防計画）を作成していない。 （全施設対象） ・ 具体的計画（消防計画）の届出をしていない。 （収容人員が30人以上の施設が対象） ・ 具体的計画（消防計画）の内容不備	 ○	○ ○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
3 非常災害に対する措置		(b) 防火管理者の選任、届出が行われているか。 ※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみさなれるため、収容人員が30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。 収容人員30人未満の施設であっても児童の安全確保の観点から、選任することが望ましい。	・ 収容人員が30人以上の施設であって防火管理者の選任・届出がされていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
3 非常災害に対する措置	b 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	(a) 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする ※ 震災に対する訓練も取り入れることが望ましい。	・ 訓練が1年以内に1回も実施されていない。		○
			〔避難消火訓練実施回数不足〕 ・ 年間実施回数6回以上12回未満	○	
			・ 年間実施回数6回未満 （30人以上の施設）		○
			（30人未満の施設）	○	
			〔保育室が4階以上にある施設〕 ・ 訓練が毎月1回以上実施されていない。		○
			・ 訓練内容不適	○	
			・ 訓練記録が整備されていない	○	
			・ 訓練記録が不十分	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(1) 保育室が2階の場合の条件	a 保育室、その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。	・ 転落防止設備がない。		○
			・ 転落防止設備が不備である。	○	
		b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設か。	・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)ではない。		○
		＊ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等での確認が望ましい。			

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(1) 保育室が2階の場合の条件	c 乳幼児の避難に適した下記の構造の施設又は設備が、それぞれ1以上設けられているか。 (常用) ア 屋内階段 イ 屋外階段 (避難用)ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 待避上有効なバルコニー ウ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 エ 屋外階段	・ 左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		○

待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。

① バルコニーの床は準耐火構造とする。

② バルコニーは十分に外気に開放されていること。

③ バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。

④ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。

⑤ その階の保育室の面積の概ね1／8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(2) 保育室が3階の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)		○
		b 乳幼児の避難に適した下記に掲げる(常用)欄及び(避難用)の施設又は 設備がそれぞれ1以上設けられているか。 (常用)ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の特別避難階段 イ 屋外階段 (避難用)ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の特別避難階段 イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ウ 屋外階段	・ 左記に掲げる(施設又は設備のうち(常用)及び(避難用)の施設)又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		○
		c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以内となるように設けられているか。	・ 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以内に設けられていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(2) 保育室が3階の場合の条件 (調理室がある場合)	d 保育施設の調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備等で区画し火災が広がりを防止する対策等が採られているか。 ※ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床＝耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 ※ 特定防火設備 ・防火区画に用いる防火設備(スプリンクラー等) ・防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備 ・加熱開始1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないもの ※ ダンパー:ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。	・ 以下に掲げてある施設及び設備のうち該当するものが一つもない。 ①保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。ただし、次の②及び③のいずれかが設置されている場合はこの限りではない。 ②調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(2) 保育室が3階の場合の条件 (調理室がある場合)	※ 調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置 ・ レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等	③調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置(レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等)が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置(不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等)が講じられていること。		

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(2) 保育室が3階の場合の条件	e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・ 左記eを満たしていない。		○
		f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	○	○
		g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備(電話で可)があるか。 ※ 非常警報器具;警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備;非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・ 左記gを満たしていない。		○
		h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。	・ 左記hを満たしていない。 (防炎物品表示)		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(3) 保育室が4階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)		○
		b 乳幼児の避難に適した下表に掲げる(常用)欄及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられているか (常用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は第3項に規定する構造の特別避難階段 イ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は 同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすもの。)	・ 左記に掲げる施設又は設備のうち(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(3) 保育室が4階以上の場合の条件	イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ウ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外避難階段			
		c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以内となるように設けられているか。	・ 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分からその一に至る歩行距離の30m以内に設けられているか。		○
	(調理室がある場合)	d 保育施設の調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備等で区画し火災が広がりを防止する対策等が採られているか。 ※ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床＝耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。	・ 以下に掲げてある施設及び設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。ただし、次の②及び③のいずれかが設置されている場合はこの限りではない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(3) 保育室が4階以上の場合の条件 (調理室がある場合)	※ 特定防火設備 ・防火区画に用いる防火設備(スプリンクラー等) ・防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備 ・加熱開始1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないもの ※ ダンパー:ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。 ※ 調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置 ・レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等	② 調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ③ 調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置(レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等)が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置(不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等)が講じられていること。		

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(3) 保育室が4階以上の場合の条件	e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・左記e満たしていない。		○
		f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・転落防止設備がない。 ・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	○	○
		g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備(電話で可)があるか。 ※ 非常警報器具;警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備;非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・左記gを満たしていない。		○
		h カーテン、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。	・左記hを満たしていない。 (防炎物品表示)		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育内容	(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。	保育内容の工夫 a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	・ 左記b～dの事項を満たしていること。（実際の指導等は、b～dの事項について、それぞれ実施する。）		
		b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行しているか。			
		(a) 乳幼児の日々の生活のリズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。	・ デイリープログラム等が作成されていない。		○
			・ 保育日誌が作成されていない。	○	
		(b) 必要に応じ入所乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。	・ 汚れたときの処置が不適当	○	
			・ 24時間保育で3日以上継続入所児童に入浴・清拭がされていない。	○	
		(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。	・ 外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児） 週3回以下		○
			週4回以上6回未満	○	
		(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・ 屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児） 週3回以下		○
			週4回以上6回未満	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育内容		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・ テレビやビデオを見せ続けている ・ 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない	○ ○	
		d 必要な遊具、保育用品が備えられているか。 ※ テレビは含まない。	・ 遊具が全くない。 ・ 遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等 ・ 大型遊具を備える場合に、安全性に問題がある。	 ○	○ ○
	(2) 保育従事者の保育姿勢等 a 保育従事者の人間性と専門性の向上	(a) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 (b) 保育所保育指針を理解させる機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・ 施設内研修等の機会を設けるなど保育従事者の質の向上に努めていない。 ・ 外部研修等への参加がない。 ・ 保育所保育指針の理解に努めていない。	○ ○ ○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育内容	b 児童の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的、心理的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・ 配慮に欠けている。 （例）しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。		○
	c 児童相談所等の専門的機関との連携	入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、都道府県等や児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・ 不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。 ・ 対応が不十分	 ○	○
	(3) 保護者との連絡等 a 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	〔3歳児未満〕（原則として連絡帳） (a) 連絡帳は毎日記入されているか。 ※ 連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入する。	・連絡が行われていない。 ・連絡帳が作成されていない。 ・連絡状況が不十分	 ○ ○	○
		〔3歳以上児〕（口頭連絡でも可） (b) 連絡事項のうち重要な事項は、記録されているか。 ※ 保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。	・連絡が行われていない。 ・連絡状況が不十分	 ○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育内容	b 保護者との緊急時の連絡体制	(a) 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・ 緊急連絡表が整備されていない。		○
	c 保育室の見学	(a) 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	・ 保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
6 給食	(1) 衛生管理の状況 a 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	(a) 食器や哺乳ビン、ふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンは使用するごとによく洗い、滅菌しているか。	・ 使用するごとによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。		○
		(b) 調理室が清潔に保たれているか。 (c) 調理方法が衛生的であるか。 (d) 配膳が衛生的であること。	・ 調理室が汚れている。残飯等が放置されている。 ・ 衛生的配慮が不十分	○	○
		(e) 食事時、食器類や哺乳ビンは、児童や保育従事者の間で共用されていないか。	・ 共用されることがある。	○	
		(f) 原材料、調理済食品(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。 ※ 集団給食(1回20食程度未満の場合を除く。)の取扱いを開始する前に、管轄の保健所へ食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく届出をする必要がある。(調理業務を委託する場合、飲食店営業の許可が必要となる場合がある。)	・ 冷凍・冷蔵設備がない。その他食品の保存に関し、不適切な事項がある。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
6 給食	(2) 食事内容等の状況 a 乳幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容	(a) 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 (b) 健康状態(アレルギー疾患等を含む)等に配慮した食事内容か。	・ 配慮されていない。		○
		〔市販の弁当(仕出し弁当も含む)等の場合〕 (c) 乳幼児に適した内容であるか。	・ 配慮されていない。		○
		(d) 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・ 乳児に対する配慮が適切に行われていない。		○
	b 献立に従った調理	(a) 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 ※ 仕出し弁当の場合は献立表をもらうこと。	・ 献立が作成されていない。 ・ 献立の内容が不適当 ・ 献立に従った調理が適切に行われていない。	 ○ ○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	(1) 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者からの乳幼児の状態の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・ 十分な観察が行われていない。 ・ 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けていない。	○	○
		b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。 保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・ 十分な観察が行われていない。 ・ 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。		○ ○
	(2) 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・ 基本的な発育チェックを行っていない。 ・ 基本的な発育チェックを毎月行っていない。	○	○
	(3) 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所(利用開始)時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施	a 入所時(利用開始)の健康診断 乳幼児の健康状態の確認のため、入所(利用開始)時の健康診断はなるべく入所決定前に実施し、未実施の場合は入所(利用開始)後直ちに行っているか。	・ 入所(利用開始)時の健康診断が実施されていない。 ただし、保護者からの健康診断結果(4か月以内に健診を受診しているものに限る。)の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてよい。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保		b 1年に2回の健康診断が実施されているか。(おおむね6月毎に実施) ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し(おおむね6月以内の乳幼児健診の記録)の提出を受けること。	・ 実施されていない。 ・ 1年に1回しか実施していない。 ・ 健康診断の未実施者がいる。 ・ 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	○ ○ ○	○
		c 入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知が行われているか。	・ 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が作成されていない。 ・ 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分	 ○	○
	(4) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。	・ 実施されていない。 ・ 実施されているが未実施者がいる	 ○	○
		b 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。	・ 実施されていない。 ・ 月1回の検便が実施されている状況にない。	 ○	○
	(5) 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低必要なもの:体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等	・ 左記の最低必要な医薬品、医療品がない。 ・ 整備内容が不十分	 ○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確	(6) 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・ 対応が適切ではない。		○
		b 再登園時には、かかりつけ医の「治癒証明」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・ 治癒の判断をもっぱら保護者に委ねている。	○	
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備されているか。	・ 対応が適切ではない。	○	
	(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・ 保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。		○
		b 乳児を寝かせる場合は、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。	・ 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。		○
		c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・ 保育室で喫煙している。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	(8) 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・ 安全計画が策定されていない。		○
			・ 保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない(危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など)。	○	
		b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。	・ 職員に対し、安全計画について周知されていない。		○
			・ 安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。		○
		c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。		○
		d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・ 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。		○
		e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・ 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保		f 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	・ 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある児童に配慮した食事の提供を行っていない。		○
		g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。	・ 定期的な点検が行われていない。		○
		h 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・ 囲障はあるが、施錠等が不十分	○	
		i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・ 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保		j 児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれらと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有していないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてlに定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っているか。	・ 当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。		○
			・ 児童の降車の際に当たり、当該装置を用いていない。		○
		k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練(119番通報等の訓練)を定期的に実施すること。	・ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。		○
			・ 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。		○
		l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・ 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。		○
		m 事故発生時には速やかに当該事実を市に報告しているか ※ 死亡事案、重症事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。	・ 報告が行われていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	(8) 安全確保	n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・ 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。		○
		o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・ 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。		○
		p 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 ※ バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上職員が同乗することが望ましい。	・ 園外保育時に複数の保育従事者が対応していない。	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
8 利用者への情報提供	(1) 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物、その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及び理由 g 入所定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 職員に対する研修の受講状況 j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 l 緊急時等における対応方法 m 非常災害対策 n 虐待の防止のための措置に関する事項 o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	・ 全く掲示されていない。 ・ 左記、a～oの事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分 ・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。 ・「ここdeサーチ」に左記a～oの事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分	 ○ ○	○ ○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
8 利用者への情報提供	(2) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・ 適切な説明が行われていない。 ・ 説明はされているが、内容が不十分	○	○
	(3) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・ 書面により交付されていない。 ・ 左記、a～hの事項につき、交付内容が不十分	○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
9 備える帳簿	(1) 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類があるか。	・ 確認できる書類が備えられていない		○
		b 各職員の勤務の時間毎の割り振り(シフト、ローテーション)が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類(出勤簿等)があるか。	・ 整備内容が不十分	○	
		c 労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。 ・ 労働者名簿(労働基準法第107条) ・ 賃金台帳(労働基準法第108条) ・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	・ 左記の書類の整備状況が不十分		○
	(2) 在籍(利用)乳幼児に関する書類等の整備	a 在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認できる書類(※)があるか。 ※ 利用契約書、児童票、登園・降園の記録、出席簿等	・ 確認できる書類が備えられていない ・ 整備内容が不十分	○	○
	(3) 施設に関する書類	a 面積が確認できる施設の平面図があるか	・ 確認できる書類が備えられていない ・ 整備内容が不十分	○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
10 設置者の経営姿勢	(1) 保育に対する姿勢 入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。	・ 保育従事者の確保や保育内容等に対して、利益を優先させていないか。 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。	・ 保育を行う者として不適切な経営姿勢である。 ・ 保育に対する姿勢が不十分	 ○	○

別表2－2　1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の評価基準

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
1 保育に従事する者の数及び資格	(1) 保育に従事する者の数 原則として施設内の開所時間について常時2人以上。 ただし、保育士、看護師(保健師又は助産師を含む。以下同じ。)又は家庭的保育研修修了者である場合は、乳幼児の数が3人以下までは1人の配置可 〔考え方〕 どの時間帯も必要な保育従事者数が配置されていることが必要	保育従事者の必要数の算出 a 常時、複数の保育従事者が配置されているか。 （保育士、看護師、家庭的保育研修修了者が従事している時間帯であって乳幼児の数が3人以下の場合は除く。）	・ 入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯がある。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
1 保育に従事する者の数及び資格	(2) 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 有資格者は、保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者を「有資格者等」という。	保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者が1人以上配置されているか。	・ 有資格者等が1人もいない。		○
	(3) 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・ 左記の事項につき違反がある。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の構造設備及び面積	(1) 保育室の面積等	a 乳幼児の保育を適切に行うことができる広さか。	・ 乳幼児の保育を適切に行うことができる広さ(9.9㎡以上)が確保されていない。		○
		b 調理設備は、当該施設内にあって専用のものであるか、又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。	・ 調理設備(施設外調理等の場合にあっては必要な調理機能)がない。		○
			・ 調理設備が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。		○
			・ 区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。	○	
			・ 衛生的な状態が保たれていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の構造設備及び面積	(2) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。	・ 窓等採光に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法第28条第1項及び同法施行令第19条の規定(認可保育所の保育室の採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。		○
		※ 原則として、保育室は1階以上に設けること。	・ 採光が不十分	○	
		b 換気が確保されているか。	・ 窓等換気に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。		○
			・ 換気が不十分	○	
		c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・ 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の構造設備及び面積	(3) 便所 a 便所の有無	便所は、原則として当該施設内にあって専用のものであるか。 施設外共同使用の場合は、通常の使用に特に支障がないと判断できるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	・ 便所がない。		○
	b 便所の手洗い設備 便所と保育室及び調理室(調理設備を含む。)との区画 便所の安全な使用の確保	(a) 便所用の手洗い設備が設けられているとともに衛生的に管理されているか。	・ 手洗い設備が設けられていない。		○
			・ 手洗い設備が設けられているが、不適切	○	
			・ 手洗い設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど)	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の構造設備及び面積		(b) 児童が安全に使用するのに適当なものであるか。	・ 児童専用の便所がない。 （便器のサイズ児童用）		○
		(c) 便所は保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画され衛生上問題がないか。	・ 便所が保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画されていない。		○
			・ 便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。）	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
3 非常災害に対する措置	(1) a 消火用具の設置	(a) 機能が有効な消火用具が設置されているか。	・ 消火用具がない又は消火用具の機能失効		○
		(b) 設置場所は火気使用場所のそばであり、かつ通行又は避難並びに用具の性能に支障がないか。	・ 設置場所不適	○	
		(c) 職員全員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・ 消火用具の設置場所等につき、周知されていない。	○	
	b 非常口の設置	(a) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2か所2方向で適切に設置されているか。 ※ 2か所2方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要になる。(出入り口が2か所、階段も2か所必要であること。) 保育室等を1階に設ける場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保すること。	・ 非常口が1か所のみ ・ 設置箇所不適 ・ 非常口は2か所あるが、適切な退避用経路が確保されていない。		○ ○ ○
		(b) 非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備の機能を妨げていないか。	・ 非常口の機能不備	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
3 非常災害に対する措置	(2) a 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定	(a) 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画(消防計画)が作成されているか。 ※ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)についても策定するよう努めること。	・ 具体的計画(消防計画)を作成していない。		○
			・ 具体的計画(消防計画)の内容不備	○	
	b 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	(a) 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする ※ 震災に対する訓練も取り入れることが望ましい。	・ 訓練が1年以内に1回も実施されていない。		○
			・ 訓練が毎月1回以上実施されていない。		
			(保育室が3階以下にある施設)	○	
			(保育室が4階以上にある施設)		○
			・ 訓練内容不適	○	
			・ 訓練記録が整備されていない	○	
			・ 訓練記録が不十分	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(1) 保育室が2階の場合の条件	a 保育室、その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。	・ 転落防止設備がない。		○
			・ 転落防止設備が不備である。	○	
		b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設か。	・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)ではない。		○
		＊ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等での確認が望ましい。			

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(1) 保育室が2階の場合の条件	c 乳幼児の避難に適した下記の構造の施設又は設備が、それぞれ1以上設けられているか。 (常用) ア 屋内階段 イ 屋外階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の特別避難階段 イ 待避上有効なバルコニー ウ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 エ 屋外階段	・ 左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		○

待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。

① バルコニーの床は準耐火構造とする。

② バルコニーは十分に外気に開放されていること。

③ バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。

④ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。

⑤ その階の保育室の面積の概ね1／8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(2) 保育室が3階の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)		○
		b 乳幼児の避難に適した下表に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備が それぞれ1以上設けられているか。 (常用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の特別避難階段 イ 屋外階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の特別避難階段 イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ウ 屋外階段	・ 左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		○
		c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以内となるように設けられているか。	・ 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以内に設けられていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(2) 保育室が3階の場合の条件	d 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・ 左記dを満たしていない。		○
		e 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	○	○
		f 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備(電話で可)があるか。 ※ 非常警報器具;警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備;非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・ 左記fを満たしていない。		○
		g カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。	・ 左記gを満たしていない。 (防炎物品表示)		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(3) 保育室が4階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)		○
		b 乳幼児の避難に適した下表に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられているか。 (常用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は第3項に規定する構造の特別避難階段 イ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は 同条第3項に規定する構造の特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する	・ 左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(3) 保育室が4階以上の場合の条件	構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすもの。) イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路 ウ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外避難階段			
		c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以内となるように設けられているか。	・ 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以内に設けられていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(3) 保育室が4階以上の場合の条件	d 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・ 左記dを満たしていない。		○
		e 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	○	○
		f 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備(電話で可)があるか。 ※ 非常警報器具;警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備;非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・ 左記fを満たしていない。		○
		g カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。	・ 左記gを満たしていない。 (防炎物品表示)		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育内容	(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。	保育内容の工夫 a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	・ 左記b～dの事項を満たしていること。（実際の指導等は、b～dの事項について、それぞれ実施する。）		
		b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行しているか。			
		(a) 乳幼児の日々の生活のリズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。	・ デイリープログラム等が作成されていない。		○
			・ 保育日誌が作成されていない。	○	
		(b) 必要に応じ入所乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。	・ 汚れたときの処置が不適当	○	
			・ 24時間保育で3日以上継続入所児童に入浴・清拭がされていない。	○	
		(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。	・ 外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児） 週3回以下		○
			週4回以上6回未満	○	
		(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・ 屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児） 週3回以下		○
			週4回以上6回未満	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育内容		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・ テレビやビデオを見せ続けている ・ 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない	○ ○	
		d 必要な遊具、保育用品が備えられているか。 ※ テレビは含まない。	・ 遊具が全くがない。 ・ 遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等 ・ 大型遊具を備える場合に、安全性に問題がある。	 ○	○ ○
	(2) 保育従事者の保育姿勢等 a 保育従事者の人間性と専門性の向上	(a) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 (b) 保育所保育指針を理解させる機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・ 施設内研修等の機会を設けるなど保育従事者の質の向上に努めていない。 ・ 外部研修等への参加がない。 ・ 保育所保育指針の理解に努めていない。	○ ○ ○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育内容	b 児童の人権に対する十分な配慮	乳幼児に心理的、身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・ 配慮に欠けている。 （例）しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。		○
	c 児童相談所等の専門的機関との連携	入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、都道府県等や児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・ 不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。 ・ 対応が不十分	 ○	○
	(3) 保護者との連絡等 a 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	〔3歳児未満〕（原則として連絡帳） (a) 連絡帳は毎日記入されているか。 ※ 連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入する。	・ 連絡が行われていない。 ・ 連絡帳が作成されていない。 ・ 連絡状況が不十分	 ○ ○	○
		〔3歳以上児〕（口頭連絡でも可） (b) 連絡事項のうち重要な事項は、記録されているか。 ※ 保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。	・ 連絡が行われていない。 ・ 連絡状況が不十分	 ○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育内容	b 保護者との緊急時の連絡体制	(a) 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・ 緊急連絡表が整備されていない。		○
	c 保育室の見学	(a) 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	・ 保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
6 給食	(1) 衛生管理の状況 a 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	(a) 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンは使用するごとによく洗い、滅菌しているか。	・ 使用するごとによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。		○
		(b) 調理室が清潔に保たれているか。	・ 調理室が汚れている。残飯等が放置されている。		○
		(c) 調理方法が衛生的であるか。 (d) 配膳が衛生的であること。	・ 衛生的配慮が不十分	○	
		(e) 食事時、食器類や哺乳ビンは、児童や保育従事者の間で共用されていないか。	・ 共用されることがある。	○	
		(f) 原材料、調理済食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について腐敗、変質しないよう冷凍・冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。 ※ 給食供給者は、給食施設における食事の供給を開始した日から10日以内に、食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)の規定により、知事に届け出なければならない。 給食供給者とは、学校、病院、社会福祉施設等において特定多数人に対して、同一の施設等で週1回以上継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する者をいう。	・ 冷凍・冷蔵設備がない。その他食品の保存に関し、不適切な事項がある。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
6 給食	(2) 食事内容等の状況 a 乳幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容	(a) 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 (b) 健康状態(アレルギー疾患等を含む)等に配慮した食事内容か。	・ 配慮されていない。		○
		〔市販の弁当(仕出し弁当も含む)等の場合〕 (c) 乳幼児に適した内容であるか。	・ 配慮されていない。		○
		(d) 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・ 乳児に対する配慮が適切に行われていない。		○
	b 献立に従った調理	(a) 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 ※ 仕出し弁当の場合は献立表をもらうこと。	・ 献立が作成されていない。 ・ 献立の内容が不適当 ・ 献立に従った調理が適切に行われていない。	 ○ ○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	(1) 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者からの乳幼児の状態の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・ 十分な観察が行われていない。 ・ 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けていない。	○	○
		b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。 保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・ 十分な観察が行われていない。 ・ 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。		○ ○
	(2) 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・ 基本的な発育チェックを行っていない。 ・ 基本的な発育チェックを毎月行っていない。	○	○
	(3) 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所(利用開始)時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施	a 入所(利用開始)時の健康診断 乳幼児の健康状態の確認のため、入所(利用開始)時の健康診断はなるべく入所決定前に実施し、未実施の場合は入所(利用開始)後直ちに行っているか。	・ 入所(利用開始)時の健康診断が実施されていない。 ただし、保護者からの健康診断結果(4か月以内に健診を受診しているものに限る。)の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてよい。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	(3) 乳幼児の健康診断	b 1年に2回の健康診断が実施されているか。(おおむね6月毎に実施) ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し(おおむね6月以内の乳幼児健診の記録)の提出を受けること。	・ 実施されていない。 ・ 1年に1回しか実施していない。 ・ 健康診断の未実施者がいる。 ・ 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	○ ○ ○	○
		c 入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知が行われているか。	・ 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が作成されていない。 ・ 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分	○	○
	(4) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。	・ 実施されていない。 ・ 実施されているが未実施者がいる	○	○
		b 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。	・ 実施されていない。 ・ 月1回の検便が実施されている状況にない。	○	○
	(5) 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低必要なもの:体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等	・ 左記の最低必要な医薬品、医療品がない。 ・ 整備内容が不十分	○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	(6) 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・ 対応が適切ではない。		○
		b 再登園時には、かかりつけ医の「治癒証明」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・ 治癒の判断をもっぱら保護者に委ねている。	○	
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備されているか。	・ 対応が適切ではない。	○	
	(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・ 保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。		○
		b 乳児を寝かせる場合は、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。	・ 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。		○
		c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・ 保育室で喫煙している。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	(8) 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・ 安全計画が策定されていない。		○
			・ 保育室その他児童の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない(危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など)。	○	
		b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。	・ 職員に対し、安全計画について周知されていない。		○
			・ 安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。		○
		c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。		○
		d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・ 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。		○
		e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・ 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保		f 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	・ 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある児童に配慮した食事の提供を行っていない。		○
		g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。	・ 定期的な点検が行われていない。		○
		h 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における児童の安全を確保する体制を整備しているか。	・ 囲障はあるが、施錠が不十分	○	
		i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・ 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保		j 児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれらと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有していないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてlに定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っているか。	・ 当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。		○
			・ 児童の降車の際に当たり、当該装置を用いていない。		○
		k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練(119番通報等の訓練)を定期的に実施すること。	・ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。		○
			・ 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。		○
		l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・ 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。		○
		m 事故発生時には速やかに当該事実を市に報告しているか ※ 死亡事案、重症事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。	・ 報告が行われていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保		n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・ 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。		○
		o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・ 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。		○
		p 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 （保育士、看護師、家庭的保育者研修修了者が従事している時間帯であって乳幼児の数が3人以下の場合は除く。） ※ バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上職員が同乗することが望ましい。	・ 園外保育時に複数の保育従事者が対応していない。	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
8 利用者への情報提供	(1) 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理の氏名 b 建物、その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及び理由 g 入所定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 設置者及び職員に対する研修の受講状況 j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 l 緊急時等における対応方法 m 非常災害対策 n 虐待の防止のための措置に関する事項 o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	・ 全く掲示されていない。 ・ 左記、a～oの事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分 ・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。 ・「ここdeサーチ」に左記a～oの事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分	 ○ ○	○ ○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
8 利用者への情報提供	(2) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・ 適切な説明が行われていない。		○
			・ 説明はされているが、内容が不十分	○	
	(3) サービス利用者に対する契約内容の書面による交付	以下の事項について、利用者に書面による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・ 書面により交付されていない。		○
			・ 左記、a～hの事項につき、交付内容が不十分	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
9 備える帳簿	(1) 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類があるか。 b 各職員の勤務の時間毎の割り振り(シフト、ローテーション)が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類(出勤簿等)があるか。	・ 確認できる書類が備えられていない。 ・ 整備内容が不十分	○	○
		c 労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。 ・ 労働者名簿(労働基準法第107条) ・ 賃金台帳(労働基準法第108条) ・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	・ 左記の書類の整備状況が不十分		○
	(2) 在籍(利用)乳幼児に関する書類等の整備	a 在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認できる書類(※)があるか。 ※ 利用契約書、児童票、登園・降園の記録、出席簿等	・ 確認できる書類が備えられていない。 ・ 整備内容が不十分	○	○
	(3) 施設に関する書類	a 面積が確認できる施設の平面図があるか	・ 確認できる書類が備えられていない。 ・ 内容が不十分	○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
10 設置者の経営姿勢	(1) 保育に対する姿勢 入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。	・ 保育従事者の確保や保育内容等に対して、利益を優先させていないか。 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。	・ 保育を行う者として不適切な経営姿勢である。 ・ 保育に対する姿勢が不十分	 ○	○

別表2－3　法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用又は委託しているものに限る。）の評価基準

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
1 保育に従事する者の数及び資格	(1) 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人 〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数	・ 乳幼児数が1人を超えている。		○
	(2) 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士又は看護師の資格を有する者をいう。	a 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める区市町村長その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。	・ 有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。 ※ 採用した日から1年を超えていない者については、採用後1年以内に研修を受けることを予定していること		○
	(3) 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・ 左記の事項につき、違反がある。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の構造設備及び面積	(1) 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼 〔考え方〕 事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	・ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。	－	－
		b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。	・ 玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めていない。	－	－

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
3 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 非常災害に対する措置	(1) 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか	・地震、火災等の災害発生時における対処方法等(避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。)について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知や定期的な訓練等を含む。)が不十分。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育内容	(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・ 以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。 (1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2) 乳幼児への養護的な関わり(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)に関する事項 (3) 子どもの遊び等に関する事項 (4) 保育の実施に関して留意すべき事項		○
	(2) 保育に従事する者の保育姿勢等 a 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	(a) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。	・ 保育に当たっての基本姿勢(子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等)に関する事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。	○	
		(b) 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・ 研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施していない。 研修については、保育に従事する前(採用時)に実施することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育内容	b 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に心理的、身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。 （例）しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等		○
	c 児童相談所等の専門的機関との連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、都道府県等や児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。		○
		※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・対応が不十分	○	
	（3）保護者との連絡等 a 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。	○	
	b 保護者との緊急時の連絡体制	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 ※ かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。	・保護者の緊急連絡先等を把握していない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
6 給食	〔考え方〕 指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。				
	(1) 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	・衛生面等必要な注意が払われていない。	－	－ 適用する場合はC判定
	(2) 食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。	－	－ 適用する場合はC判定
		b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。	－	－ 適用する場合はC判定

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	(1) 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引き渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・ 十分な観察が行われていない。		○
			・ 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。	○	
		b 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・ 十分な観察が行われていない。		○
			・ 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。		○
	(2) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。	・ 実施されていない。		○
			・ 実施されているが未実施者がいる。	○	
		b 食事の提供を行う場合には、その頻度等の実情に応じ、検便を実施すること。	・ 実施されていない。	－ 適用する場合はC判定	－
	(3) 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行われているか	・ 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	(4) 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。	・ 左記の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	(5) 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。 b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。 c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。 e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。	・安全計画が策定されていない。 ・職員に対し、安全計画について周知されていない。 ・安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。 ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 ・以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。 (1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構えに関する事項 (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項 (3) 室内、室外の安全確認チェックポイント(リスト) (4) ケガや急病等における応急手当の方法(実践)に関する事項 (5)「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等に関する事項 (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法に関する事項		○ ○ ○ ○ ○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保		f　児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。	(7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項 (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告に関する事項		
		g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を定期的に受講させているか。	・ 職員に対し定期的な講習受講の機会が与えられていない。		○
		h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・ 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。		○
		i 事故発生時には速やかに当該事実を市に報告しているか。 ※ 死亡事案、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。	・ 報告が行われていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保		j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・ 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。		○
		k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
8 利用者への情報提供	(1) 施設及びサービスに関する内容の提示	以下の事項について、書面等による提示等がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 f 利用定員 g 保育士その他の職員の配置数又はその予定 h 設置者及び職員に対する研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j (提携している場合は)提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	・ 全く提示等がされていない。 ・ 左記a～nの事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。 ・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。 ・「ここdeサーチ」に左記a～nの事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分。	 ○ ○	○ ○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
8 利用者への情報提供	(2) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。	・書面等により交付されていない。		○
		a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 事業所の名称及び所在地 d 事業所の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g (提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・左記a～hの事項につき、交付内容が不十分。	○	
	(3) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・適切な説明が行われていない。		○
			・説明はされているが、内容が不十分。	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
9 備える帳簿	(1) 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿があるか。	・確認できる書類が備えられていない		○
			・整備内容が不十分。	○	
		b 労働基準法等の他法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	・左記の帳簿の整備状況が不十分。		○
	(2) 利用乳幼児に関する書類等	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	・確認できる書類が備えられていない		○
			・整備内容が不十分。	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
10 設置者の経営姿勢	(1) 保育に対する姿勢 利用乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。	・保育従事者の確保や保育内容等に対して、利益を優先させていないか。 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っている	・保育を行う者として不適切な経営姿勢である。 ・保育に対する姿勢が不十分	 ○	○

別表2－4　法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用又は委託していないものに限る。）の評価基準

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
1 保育に従事する者の数及び資格	(3) 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人 〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数	・ 乳幼児数が1人を超えている。		○
	(2) 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士又は看護師の資格を有する者をいう。	a 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める区市町村長その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。	・ 有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない。		○
	(3) 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・ 左記の事項につき、違反がある。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の構造設備及び面積	(1) 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力要請 〔考え方〕 事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	・ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。	－	－
		b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。	・ 玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めていない。	－	－

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
３　４　保育室を２階以上に設ける場合の条件 非常災害に対する措置	(1) 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか	・地震、火災等の災害発生時における対処方法等(避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。)について検討及び実施をしていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育内容	(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・ 以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、理解はしているが配慮した保育をしていない。 (1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2) 乳幼児への養護的な関わり(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)に関する事項 (3) 子どもの遊び等に関する事項 (4) 保育の実施に関して留意すべき事項		○
	(2) 保育に従事する者の保育姿勢等 a 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	(a) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。	・ 保育に当たっての基本姿勢(子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等)に関する事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。	○	
		(b) 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・ 研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施していない。 研修については、保育に従事する前(採用時)に実施することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育内容	b 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に心理的、身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等		○
	c 児童相談所等の専門的機関との連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、都道府県等や児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。	－	－
	(3) 保護者との連絡等 a 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。	○	
	b 保護者との緊急時の連絡体制	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 ※ かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。	・保護者の緊急連絡先等を把握していない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
6 給食	〔考え方〕 指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。				
	(1) 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	・衛生面等必要な注意が払われていない。	－	－ 適用する場合はC判定
	(2)食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。	－	－ 適用する場合はC判定
		b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。	－	－ 適用する場合はC判定

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	(1) 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引き渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。		○
			・保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。	○	
		b 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。		○
			・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。		○
	(2) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	・受けていない。		○
		b 食事の提供を行う場合には、その頻度等の実情に応じ、検便を実施すること。	・実施されていない。	－	－
				適用する場合はC判定	
	(3) 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行われているか	・手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	(4) 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。	・ 左記の事項を実施していない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	(5) 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。 b 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的に実施しているか。 c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。 e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。	・ 安全計画が策定されていない。 ・ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 ・ 以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが取組が不十分。 (1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認 (3) 室内、室外の安全確認 (4) ケガや急病等における応急手当の方法(実践) (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等 (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法 (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項 (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告に関する事項		○ ○ ○
指導	調査事項	調査内容	評価基準		

基準			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保		f　児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。			
		g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を定期的に受講させているか。	・ 定期的に講習を受講していない。		○
		h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・ 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。		○
		i 事故発生時には速やかに当該事実を市に報告しているか。 ※ 死亡事案、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。	・ 報告が行われていない。		○
		j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。		○
指導	調査事項	調査内容	評価基準		

基準			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保		k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・ 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
8 利用者への情報提供	(1) 施設及びサービスに関する内容の提示	以下の事項について、書面等による提示等がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 f 利用定員 g 保育士その他の職員の配置数又はその予定 h 設置者及び職員に対する研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j (提携している場合は)提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	・全く提示等がされていない。 ・左記a～nの事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。 ・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。 ・「ここdeサーチ」に左記a～nの事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分。	 ○ ○	○ ○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
8 利用者への情報提供	(2) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 事業所の名称及び所在地 d 事業所の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g (提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・ 書面等により交付されていない。 ・ 左記a～hの事項につき、交付内容が不十分。	 ○	○
	(3) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・ 適切な説明が行われていない。 ・ 説明はされているが、内容が不十分。	 ○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
9 備える帳簿	(1) 利用乳幼児に関する書類等	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	・確認できる書類が備えられていない ・ 整備内容が不十分	○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
10 設置者の経営姿勢	(1) 保育に対する姿勢 利用乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。	・保育従事者の確保や保育内容等に対して、利益を優先させていないか。 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。	・保育を行う者として不適切な経営姿勢である。 ・保育に対する姿勢が不十分	 ○	○